

【東区】区バス運行計画（変更）（案）について**1. 協議事項の概要**

路線バスは、道路運送法第4条により運行しなければならないが、災害の場合など緊急時や期間を限定して臨時的に運行する社会実験などは、同法第21条により原則1年以下の期限で運行することができる。

東区・区バス「紫竹・江南ルート」においては、平成28年7月29日より同法第21条の許可で運行しているが、平成29年7月に許可期限である1年を迎えるため、新たに同法第4条の許可申請を行い、継続して運行する予定である。

平成29年度第1回新潟市地域公共交通会議では、東区・区バス「紫竹・江南ルート」運行の変更についてご審議をお願いしたい。

《参考》**○道路運送法第4条****第四条（一般旅客自動車運送事業の許可）**

一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

○道路運送法第21条**第二十一条（乗合旅客の運送）**

一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

2. 紫竹・江南ルート of 運行経緯

平成 27 年 3 月に策定した東区生活交通改善プランにおいて、紫竹地域は駅やバス停からの距離がある地域とされており、過去には紫竹中央コミュニティ協議会及び江南小学校区コミュニティ協議会から、区役所への区バス運行の声があった。これらの経緯から、平成 27 年度、地域住民へのアンケートによるニーズ調査を行った。

その結果として、一定の利用が見込めると判断し、平成 28 年 7 月より、区バスが通っていない地域（紫竹・江南地区）を經由して、東区役所と越後石山駅を結ぶ区バス新規ルート（紫竹・江南ルート）の社会実験を開始した。

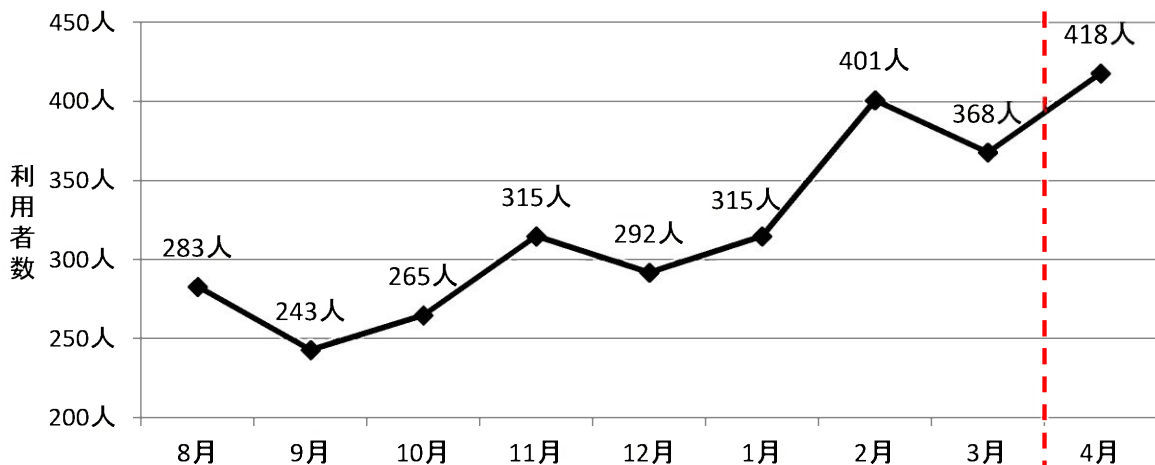
3. 紫竹・江南ルート of 概要

	平成 28 年度	平成 29 年度	
(1) 運行期間	H28. 7. 29~H29. 3. 31	H29. 4. 1~7. 28	H29. 7. 31~
(2) 運行日	毎日	平日	平日
(3) 便数、 運行時間帯	平日 8 便 土休日 6 便 始発便 8:00 発 最終便 16:45 発	平日 12 便 始発便 7:46 発 最終便 17:45 発	平日 12 便 始発便 7:46 発 最終便 17:45 発
(4) 運賃	大人 200 円 小学生 100 円	大人 200 円 小学生 100 円	大人 200 円 小学生 100 円
(5) ルート概要	越後石山駅~紫竹~ 木戸病院~東区役所	越後石山駅~紫竹~ 木戸病院~東区役所	越後石山駅~紫竹~ 木戸病院~東区役所
(6) 運行形態	道路運送法第 21 条	道路運送法第 21 条	道路運送法第 4 条
(7) 収支率	10.9%	13.9% (H29. 4 月)	
(8) 利用者数	2,502 人	418 人 (H29. 4 月)	

【時刻表見直しのポイント】

- ① 運行時間短縮（片道 30 分へ）による利便性の向上
- ② 越後石山駅⇄JR のアクセス強化
- ③ 通勤・お見舞いの開始時間、帰宅時間の考慮
- ④ 平成 28 年に利用が多かった便の考慮

4. 実績推移（H28. 8 月からの月別比較）



運行内容の見直し